

## 税金の種類について

～消費税は二重課税！？～

令和5年1月作成



何かと話題に上がることが増えてきた税金ですが、一体、日本にはどれくらいの税金があるのでしょうか？ 日本にある税金のすべてを把握している人はそれほどいないでしょう。税理士や弁護士でさえすべての税金を知っているという人はほとんどいないのではないかと思います。そこで今回は日本の税金の種類を調べてみました。まず、どのような税金があるのか、財務省のホームページには下記のような表が掲載されています。

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 復興特別所得税	住民税 事業税		消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税(環境性能割・種別割) 軽自動車税(環境性能割・種別割) 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税	消費課税		

※財務省ホームページより作成

なんとその数 50 種類近くあります。法定外普通税・目的税は地方公共団体が新たに課税することが出来る税金なので、実際には 50 種類以上あります。中には聞いたこともない税金もありますね。これらの税金の中で**直接税**と言われるものが**所得税**や**法人税**、**相続税**や**固定資産税**などです。イメージとしては、税金を負担する人と国等へ納付する人が同一であるという感じです。上記の表では左側半分のもが主に直接税です（左右は直間区分ではないためズレがあります）。

一方、**間接税**と言われるものは**たばこ税**・**酒税**・**ガソリン税**（揮発油税）などがあり、これは一般的に販売者へ支払う商品の販売価格に含まれ、販売者が国等へ納税するものです。上記の表では主に右側のものが間接税です（左右は直間区分ではないためズレがあります）。

しかし上記の中で**特殊な税金が一つ**あります。それが**消費税**です。消費税は事業者の販売価格に上乗せされて課税されるものです。つまり、先ほど述べた販売価格に含まれた「**たばこ税**・**酒税**・**ガソリン税**」などにさらに**消費税が二重で課されている**のです。どういうことかと言うと、**たばこ税**という税金にさらに**消費税が課税されている**のです。

たとえば**たばこ税**（国税・地方税の合計）は年間約 2 兆円、**酒税**は約 1 兆円、**ガソリン税**（国税・地方税の合計）は約 3 兆円ですので、**これら 3 種類の税金に二重課税されている消費税だけでも合計で 6 千億円にもなる**のです。これらのたばこ税やガソリン税を増税するとおまけで消費税も増えるのだから税金は雪だるま式に増えていくことになります。国もこの問題は認識していますが**事実上放置されたまま**となっています。